

下記の委託業務について、公募型企画提案方式により参加希望者の募集を行うので、公告する。

令和5年4月21日

静岡県知事 川勝平太

1 業務概要

(1) 業務名

ヤングケアラー支援体制構築事業（アドバイザー配置）委託業務

(2) 業務目的

ヤングケアラーについては、家庭内のデリケートな問題であること、本人や家族に自覚がないなどといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっており、ヤングケアラーを早期に発見した上で支援につなげるためには、市町行政（子ども・困窮・障害・高齢等）、市町教育委員会や地域の関係機関（医療・司法・福祉の機関等）が連携して対応することが重要である。また、支援にあたっては、ヤングケアラー本人だけでなく、ケアの相手を含めた世帯全体の支援も求められる。そのため、ヤングケアラー支援に関係する専門的な知見やネットワークを有したヤングケアラー・アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を配置し、市町等が行うヤングケアラーの個別支援への助言等を行うことを目的とする。

(3) 業務内容

ア ヤングケアラー個別支援への対応

アドバイザーは、市町等において実施されるヤングケアラーの個別支援会議に参加し、ヤングケアラーや世帯の課題分析や課題解決に向けた方法について助言を行う。

イ 学校等での出前講座の実施

アドバイザーは、生徒や教員にヤングケアラーの認知度を向上させるための出前講座を実施する。

ウ ヤングケアラー支援者向けのヘルプデスク運用

アドバイザーは、ヤングケアラー支援に携わる様々な者の発見・支援力を向上させるため、関係機関からヤングケアラーの支援に関する相談に応じ、助言を行うヘルプデスクを運用する。

エ 市町の包括的相談支援体制の構築支援

アドバイザーは、行政と関係機関が連携したヤングケアラーの包括的相談支援体制を構築するため、市町に対し、地域共生のための包括的相談支援体制構築事業のアドバイザーと連携し、助言を行う。

オ ヤングケアラー支援ガイドラインの作成

ヤングケアラーの個別支援会議等への参加から得た事例等を取りまとめ、ヤングケアラーの支援に関わる者がヤングケアラーの発見・支援の参考となるガイドラインを作成する。

2 委託期間

契約締結日から令和6年3月22日まで

3 参加資格

以下の条件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(3) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 委託額

委託業務に係る委託額は、8,887,000円（消費税等を含む。）を上限とする。

5 選考方法

提出された書類に基づき総合的に審査して決定する。

6 手続等

(1) 担当

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6 静岡県庁西館3階

静岡県子ども未来局子ども家庭課子ども家庭班

電話番号 054-221-2307 Eメール kokatei@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 事業委託説明書の配布

ア 交付日時

令和5年4月21日（金）から同年5月11日（木）まで（土曜日及び日曜日、祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

イ 交付場所

上記(1)に同じ。

Eメールで送付希望の場合は、子ども家庭課Eメールアドレス宛に送付希望の連絡を行うこと。

(3) 提出書類

ア 提出書類

詳細は事業委託説明書による。

イ 提出場所

上記(1)に同じ。

ウ 提出期限

令和5年5月11日（木）までに郵送又は持参（必着）

7 その他

- (1) 詳細は事業委託説明書による。
- (2) 説明会を行わない。
- (3) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。